第一中学校柔道部事故損害賠償請求事件について

本件は、平成15年10月18日に当時中学1年生の女子生徒が、柔 道部の練習中の事故により、急性硬膜下血腫による後遺障害が残 り、現在も意識が戻らない状況にあるものです。この元女子生徒 は、柔道初心者で、受け身の技術を十分習得しておらず、9月にも 練習中に頭部を打撲し12日間入院しました。10月4日に病院で再 診察を受けた際に、医師から少なくとも年内は試合や試合形式の練 習はしないように指導を受けていましたが、10月中旬になり他の 部員らと同じ練習をするようになりました。一方、元顧問は、病後 の元女子生徒の練習に対し配慮するように指導することも無く、他 の部員に対し、元女子生徒が入院していたことも伝えていませんで した。また、事故当日は、準備運動や寝技、立ち技の打ち込みと試 合形式の乱取りが行われましたが、元顧問は都合があり当日の練習 には立ち会わず、元副顧問が一般的な安全配慮を指導したのみで、 乱取りなどの練習には立ち会っていませんでした。

このような状況のもとで、元女子生徒は乱取りの練習中に足を痛 め、壁際で休んでいたところを元部長が問いただし、その際に意に 沿う行動をとらなかったことにいら立った元部長が、元女子生徒に 対し払い腰のような技を掛け、相当程度の強さで数回投げた後、元 部長が説教などをしていたところ、元女子生徒は意識を失って倒 れ、救急搬送されました。開頭血腫除去手術などの治療により一命 は取りとめたものの、後遺障害が残ったものです。

その後、元女子生徒の両親は、事故は元部長による暴行が原因で 発生したとし、元部長と親権者である母及び管理監督責任のある 市・県を相手取って国家賠償法などに基づき、損害賠償請求の訴訟 を行ったものです。

市としては、法廷において学校管理下の部活動中の事故であり 安全配慮義務を怠った学校側に責任があることを認めた上で、当初 指摘のあった、元部長がことさら元女子生徒を標的にする、いわゆ る「いじめ」の有無や、事故を回避するためには、学校だけではな く、医師から直接診断結果を聞かされていた両親にも、部活動への 参加を差し控えさせるなどの選択肢も採り得たのではないかなどを 主張してきました。

この訴訟については、去る3月27日に、市・県などが連帯して 元女子生徒に対し、総額1億5000万円余りを支払えという判決が 言い渡されたところであり、市としては、判決で市の主張が一定程 度認められたことや一日も早く被害者を救済すべきであることなど を総合的に判断し、判決結果を受け入れ控訴しない決定をしまし た。今後の対応としては、いまだ意識が戻らない状態にある元女子 生徒の一日も早い快復を願うとともに、安全安心な学校づくりのた め、引き続き児童生徒の事故防止のための指導に努め、保護者をは じめ市民の皆様の信頼回復に向け更なる努力をしていく考えです。 さらに、判決において、事故当時の学校関係者の対応や判断、事故 報告書の信用性について厳しく指摘されていることを受け、人事権 を持つ関係機関へ処分などについての検討を要請したところです。

なお、求償権の行使については、第三者による審査委員会を設け 検討していただく予定です。

は、地方税法の改正や単元は、地方税法の改正や単元 は、地方税法の改正や単元 (第8号)の承認を求める議 (第8号)の承認を求める (第8号)の承認を求める (第8号)の承認を求める (第8号)の承認を求める (第8号)の承認を求める (第8号)の (第8 を改正する条例に係る議案 やせて提出 決され 臨時議会 ず

(害賠償)

請求事件

る

中学校柔道部事故

号では、その内容を審議するため、件の判決があり、

中学校柔道部

事

関する損害賠償請求事

協議

の結果、

控訴

な

いことを決定

議案に

つ

61

て

可

0円であり、 の合計1億c

1億827

方 4

弁護士費用

る損害賠

償金1億7

0

0

R420万円 |と事件終結

4月22日に臨時議会が開かれました。今月損害賠償金などについての補正予算案など

についてお知らせします。4月2日に臨時議会が開か

0

算

額

ば

原告

21 年 度

般会計予

算総額

これにより

円となりました。

また、

今回

0)

258億967

平成21年度第2回市議会臨時会報告

19/10/11/19/1000011 1. 14 141 12 1 1 1 12 2 1 1

国保は様々なケースで加入・脱退の手続きが必要となりますので、忘れず に申請しましょう(4月18日・釈迦堂川のふれあいロードのこいのぼり)

障する老齢基礎年金、国民年金には老後の 20歳から60歳までの40 金や遺族基礎年金があります 事故や病気に備えた障害基礎年障する老齢基礎年金、万が一の

出張年金相談社会保険事務所の 0

5月28日(木)と6月25日 (木)

時間 午前10時~午後3時 場所 市体育館

お持ちになるもの 基礎年金番 号のわかる書類(年金手帳、基礎 年金番号通知書、年金証書など) その他 相談者が本人でないと きはこのほかに身分証明になる ものと委任状が必要です。

ら35人定員の予約制です。 ☞郡山社会保険事務所☎ 024(932)3917

齢基礎年 た人には、 8 ・平成21年度の老齢基礎 年金が支給されます。 ・平成21年度の老齢基礎 1 0 0 の) 老齢基礎

め

年金額は

79万21

たときには、

毎年はがきで提

していた現況届が原

で年金受給者の現況確認がと

住基ネ

0

と生活を保

支え

回う

噩

なお、今年4月の年金相談か

を使っていますので、 現況確認は、住民基本台帳ネッ受け取る権利があるかどうかの 年金受給者が引き続き年金を年金受給者の現況届が不要に 現況確認は、 クシステム (住基ネッ

今後も提出が必要となる 次に該当する届けは、 届け き続

ある人) き提出が必要です [維持確認届(加給年金

生計

(20歳前の障害) ▶障害基礎年 金受給者 金の 診 況 断 届

☞市役所総合サ ビス課金(88)

者資格証 ●後期高齢者医療制度 保険料の納め忘れは 正明書の記り国民 ありませんか など、対応が厳し の交付や保険給付 民健康保険被保険

後期高齢者医療制度は、国民 健康保険や介護保険とは別に保 険料を納める必要があります。 平成20年度の保険料の納め忘 れがないかどうか、ご確認くだ さい。また、平成21年度の保 険料は、8月上旬にお知らせし

章をお持ちになり申請してくだときは、申請により遠隔地保険ときは、申請により遠隔地保険をで家族と別の保険証が必要な

保制度は国保税が

支えてい

ます

てくださ

遠隔地保険証

が治療費を一時立て替え、後費を負担するものですが、国保割合などに応じて加害者が治療

ります

がすので、速やかに被害届を加害者に請求するようにな

提出

してください

交通事故

などで

国

保を

うときは被害届

が

必

要

療費をはじめ、

病気やけ

病気やけがをしたときのF、国などの補助金と合わせ入者の皆さんが納めた国品

入者の皆さん

国保税を納めない

人がいると、

金

葬祭費などの こうした財源が

財源となり 産

医療費の たときの医 を育児一時 で保され に医療費の

このため、国保税の滞納者に保制度が成り立たなくなります。に助け合うことを目的とした国みんなでお金を出し合い、お互い

短期国民健康保険被国保税の滞納者に

差

など、

にしましょう

必ず納期で

限ま

はまで

納

め

る

交通事故など、

第三者から被

さ

受けるときは、「第三者の行い害を受けて国保を使って治療を

受けるときは、

による被害届」が必要です

の生活を過ごすこ負担を心配せず、

初めて加入者が、

/生活を過ごすことができるの/担を心配せず、安心して毎日

交通事故などは、

本来は過失

です

これまで税金などを口座振替 にしていた人も、後期高齢者保 険料の口座振替については、新 たに申請していただくようにな ります。

なお、保険料の納付方法は、 原則「年金天引き(特別徴収)」で すが、申請により「口座振替」に 変更することができます。

☞市役所総合サービス課☎ (88)9137

21. 5. 1 🕡